

石綿(アスベスト)含有に関するQ&A

Q1:現在販売されているせんい強化セメント板協会会員の製品に石綿は使用されていますか？

A1:2006年(平成18年)9月1日製造以降、せんい強化セメント板協会会員の全製品で、石綿は一切使用しておりません。

Q2:既存建物に使用されている建築材料に石綿が含まれているか確認する方法はありますか？

A2:◇製品裏面等に右記のマークがある場合

1989年(平成元年)7月から1995年(平成7年)1月25日までの製品は、5wt%を超える石綿を含有しています。

1995年(平成7年)1月から2004年(平成16年)9月30日までの製品は、1wt%を超える石綿を含有しています。

◇右記のマークが確認できない場合

設計図書等で、製品名、製造会社、施工時期が分かる場合は、国土交通省 経済産業省「石綿(アスベスト)含有建材データベース」、せんい強化セメント板協会「協会石綿含有建材の製造期間」により確認するか、製造会社にお問合せください。

分からない場合は、分析を行って石綿の有無を確認してください。

[参考]

国土交通省/経済産業省「石綿(アスベスト)含有建材データベース」

<https://www.asbestos-database.jp/>

せんい強化セメント板協会「協会石綿含有建材の製造期間」

http://www.skc-kyoukai.org/environment/pdf/productlist_asbestos.pdf

なお、2006年(平成18年)9月1日製造以降、せんい強化セメント板協会会員の全製品で、石綿は一切使用しておりません。



Q3:施工してある石綿含有建築材料を使い続けることはできますか？

A3:既に施工されている石綿含有建築材料(吹付けアスベストとアスベスト含有吹付けロックウールを除く)を現状のまま使用することは、法的には問題がありません。

製品劣化の状態により石綿が飛散する恐れのある場合は、改修又は飛散防止措置をお勧めいたします。

[参考]

国土交通省「アスベスト対策 Q&A」(Q32、Q33、Q34)を参照して下さい。

<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/Q&A/index.html#a32>

Q4:石綿含有スレートを高圧洗浄してもよいですか？

A4:法的には禁止されていません。しかし、石綿含有製品の劣化の状態によっては、石綿が飛散する場合がありますので、行わないことをお勧めいたします。

Q5:石綿含有建築材料の分類を教えてください。

A5:石綿含有建築材料は、発じんの度合いにより「レベル 1～3」に分類されています。

レベル1:もっとも飛散性の高い石綿含有吹付け材であり、建築基準法で規制されている吹付け石綿などが分類されます。

レベル2:次いで飛散性の高い石綿含有保温材、断熱材、耐火被覆材が分類されます。

レベル3:それ以外の石綿含有建材が分類され、主にスレートや岩綿吸音板などの成形板の仕上げ材料が多くあります。

過去、せんい強化セメント板協会では取り扱った石綿含有建築材料は、次の通りです。

レベル2:石綿含有けい酸カルシウム板第2種、石綿含有耐火被覆板

レベル3:石綿含有スレートボード、石綿含有パーライト板、石綿含有けい酸カルシウム板第1種、石綿含有住宅屋根用化粧スレート、石綿セメント円筒 等

[参考]

国土交通省「目で見えるアスベスト建材」

https://www.mlit.go.jp/kisha/kisha08/01/010425_3/01.pdf

国土交通省「主な法令におけるアスベスト含有建材の名称アスベストQ&A Q8」

<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/Q&A/index.html#a8>

A6:「特定建築建材」は、次のように定められています。

大気汚染防止法施行令第三条の三(特定建築材料)

法第二条第十一项の政令で定める建築材料は、吹付け石綿その他の石綿を含有する建築材料とする。

過去、せんい強化セメント板協会では、「石綿を含有する建築材料」の取り扱いがありました。

[参考]

環境省「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」

https://www.env.go.jp/air/asbestos/post_71.html

環境省「石綿含有廃棄物等処理マニュアル」

<http://www.env.go.jp/recycle/misc/asbestos-dw/>

Q7:「特定粉じん」とはなんですか？

A7:大気汚染防止法において「粉じん」、「特定粉じん」および「一般粉じん」は、次のように定められています。

・「粉じん」とは、物の破碎、選別その他の機械的処理又は堆積に伴い発生し、又は飛散する物質をいう。(大気汚染防止法第二条第7項)

・「特定粉じん」とは、粉じんのうち、石綿その他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質で政令で定めるものをいい、「一般粉じん」とは、特定粉じん以外の粉じんをいう。(大気汚染防止法第二条第8項)

[参考]

環境省「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」

https://www.env.go.jp/air/asbestos/post_71.html

環境省「石綿含有廃棄物等処理マニュアル」

<http://www.env.go.jp/recycle/misc/asbestos-dw/>

Q8:「特定粉じん排出等作業」とはなんですか？

A8:「特定粉じん排出等作業」は、次のように定められています。

- ・「特定粉じん排出等作業」とは、吹付け石綿その他の特定粉じんを発生し、又は飛散させる原因となる建築材料で政令で定めるもの(以下「特定建築材料」という。)が使用されている建築物その他の工作物(以下「建築物等」という。)を解体し、改造し、又は補修する作業のうち、その作業の場所から排出され、又は飛散する特定粉じんが大気の汚染の原因となるもので政令で定めるものをいう。(大気汚染防止法第二条第11項)

[参考]

環境省「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」

https://www.env.go.jp/air/asbestos/post_71.html

環境省「石綿含有廃棄物等処理マニュアル」

<http://www.env.go.jp/recycle/misc/asbestos-dw/>

Q9:「廃石綿等」とはなんですか？

A9:「廃石綿等」とは、次のように定められています。

- ・廃石綿等とは、次に掲げる①～⑤をいう。
 - ① 建築物その他の工作物(以下「建築物等」という)に用いられる材料であって石綿を吹き付けられたものから石綿建材除去事業により除去された当該石綿
 - ② 建築物等に用いられる材料であって石綿を含むもののうち石綿建材除去事業により除去された次に掲げるもの
 - イ. 石綿保温材
 - ロ. けいそう土保温材
 - ハ. パーライト保温材
 - ニ. 人の接触、気流及び振動等によりイからハに掲げるものと同等以上に石綿が飛散するおそれのある保温材、断熱材及び耐火被覆材
 - ③ 石綿建材除去事業において用いられ、廃棄されたプラスチックシート、防じんマスク、作業衣その他の用具又は器具であって、石綿が付着しているおそれのあるもの
 - ④ 特定粉じん発生施設が設置されている事業場において生じた石綿であって、集じん施設によって集められたもの
 - ⑤ 特定粉じん発生施設又は集じん施設を設置する工場又は事業場において用いられ、廃棄された防じんマスク、集じんフィルタその他の用具又は器具であって、石綿が付着しているおそれのあるもの

(参)規則第1条の2第9項

[参考]

環境省「石綿含有廃棄物処理マニュアル」

<http://www.env.go.jp/recycle/misc/asbestos-dw>

環境省「廃棄物処理法における廃石綿等の基準等について」

http://www.env.go.jp/recycle/waste/sp_contr/04.html

Q10: 石綿含有廃棄物とは何ですか？

A10: 石綿含有廃棄物は、石綿含有成形板や石綿含有ビニル床タイル等が解体工事等により撤去され廃棄物になったものをいい、石綿障害予防規則で次のように定義しています。

石綿含有廃棄物とは、次に掲げる①及び②をいう。

① 石綿含有一般廃棄物

工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた一般廃棄物であって、石綿をその重量の0.1%を超えて含有するもの

(参)規則第1条の3の3

② 石綿含有産業廃棄物

工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた廃石綿等以外の産業廃棄物であって、石綿をその重量の0.1%を超えて含有するもの

(参)規則第7条の2の3

[参考]

環境省「石綿含有廃棄物等処理マニュアル」

<http://www.env.go.jp/recycle/misc/asbestos-dw/>

Q11: 石綿含有廃棄物のいう石綿含有成形板とはどのような製品ですか？

A11: 石綿含有成形板とは、セメント、けい酸カルシウム等の原料に、石綿を補強繊維等として混合し、成形されたもののうち、石綿含有率が0.1重量%を超えるものをいいます。

石綿含有成形板では繊維強化セメント板(JIS A 5430 他)が種類も多く、建築用に広く使用されてきており、石綿含有スレート(波板、ボード)、石綿含有パーライト板、石綿含有けい酸カルシウム板、石綿含有スラグ石膏板がそれに相当します。けい酸カルシウム板第1種も石綿含有成形板に含まれます。

この他、石綿含有窯業系サイディング(JIS A 5422)、石綿含有パルプセメント板(JIS A 5414 他)、石綿含有住宅屋根用化粧スレート(JIS A 5423)、石綿含有セメント円筒(JIS A 5405)があります。また、石綿含有スレート・木毛セメント積層板(JIS A 5426)のように石綿含有成形板との複合板等もあります。

[参考]

環境省「石綿含有廃棄物等処理マニュアル」

<http://www.env.go.jp/recycle/misc/asbestos-dw/>

Q12:建築物又は工作物を壊す時にはどうしたらよいか

A12:建築物又は工作物の解体等の作業を行うときは、あらかじめ石綿の使用の有無を調査する必要があります。
石綿等の使用の有無を目視、設計図書等により調査し、それで明らかとならなかったときには、分析により石綿の使用を特定することになります。

[参考]

厚生労働省・国土交通省・環境省「石綿による環境汚染・健康障害をなくそう」

<https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/sekimen/pamph/dl/110720.pdf>

環境省「解体等工事を始める前に」

https://www.env.go.jp/air/asbestos/litter_ctrl/pamph_demolish.pdf

Q13:石綿有無の事前調査はどのように行えばよいですか？

A13:国土交通省「アスベスト対策Q&A」を参照して下さい。

<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/Q&A/index.html>

Q14:アスベストを使用した建築物を解体する予定がありますが、法的規制はありますか。

A14:労働者のアスベストばく露防止の観点から、労働安全衛生法、石綿障害予防規則が適用され、周辺環境へのアスベスト粉じん飛散防止の観点から、大気汚染防止法が適用されます。これらの法令により、アスベストの使用の有無の事前調査作業の届出等が義務づけられています。

また、解体により生じる廃棄物は、建設リサイクル法、廃棄物処理法に従い、適切に処理する必要があります。なお、各地方公共団体の条例による規制がある場合はそれを遵守してください。

国土交通省「アスベスト対策 Q&A」(Q17)を参照して下さい。

<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/Q&A/index.html#a17>

Q15:石綿含有建築材料を使用している建築物の解体はどのように行えばよいですか？

A15:国土交通省「アスベスト対策国土交通省 Q&A」(Q36)を参照して下さい。

<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/Q&A/index.html#a36>

Q16:解体した石綿含有建築材料の廃棄はどのように行えばよいですか？

A16:環境省「石綿含有廃棄物処理マニュアル」の「廃石綿等又は石綿含有廃棄物の処理フロー」を参照して下さい。尚、条例で異なる場合がありますので、管轄行政庁に確認して下さい。

環境省「石綿含有廃棄物等処理マニュアル」

<http://www.env.go.jp/recycle/misc/asbestos-dw>

以上